

福祉灯油給付事業のお知らせ

に、次の内容で受け付けを実施しています。

■支給の対象となる世帯は、次のとおりです。

ただし、下記世帯で世帯主およびその世帯員（住民基本台帳登録世帯）の平成19年度の市民税が非課税の世帯に限ります（受付期間中の福祉施設入所者等は対象外とします）。

▽高齢者世帯

75歳以上の単身および夫婦（基準日は平成19年12月1日現在）

▽心身障害者世帯

①国民年金法による障害者基礎年金受給者がいる世帯

②特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当受給者がいる世帯

③特別児童扶養手当受給者がいる世帯

④特別障害者給付金受給者

地域の活力を生み出す

根室支庁の存続を！

本年1月、「根室支庁存続を求める根室市連絡協議会」を組織し、根室市民一丸となって根室支庁存続に向けた運動を展開しています。

▽母子世帯

児童扶養手当受給者がいる世帯（うち全額支給者対象）

▽生活保護世帯

生活保護費受給者世帯

■対象石油製品

灯油のみ

■支給額

一世帯当たり5千円相当の福祉灯油券

■受付期限等

代理人申請も可能です。

▽受付期限

平成20年2月29日（金）まで

▽受付時間

午前9時～午後5時まで

▽受付交付場所

・市役所1階介護福祉課で受け付けします。

・厚床支所および歯舞支所（申請から交付まで数日間が必要となります。）

■持参するもの

①印鑑（代理人の場合、申請人および代理人の印鑑）

②障害年金の方は、年金証書または振込通知書（国民年金障害基礎）

③母子世帯の方は、児童扶養手当証書

■問合せ先

市役所介護福祉課福祉係（1階右側18番窓口）

☎(23)6111番
内線2172・2173

家でできる温暖化対策

冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する

重い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ

1日5分のアイドリングストップを行なう

「根室市地球温暖化対策推進実行計画」を策定

待機電力を90%削減する

シャワーの保温を止める

根室市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「根室市地球温暖化対策推進実行計画」を策定しましたので、その概要をお知らせします。

▽目標

温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素の排出削減に重点的に取り組み、エネルギー消費を5年間で3%以上削減することを目標とします。

▽推進体制

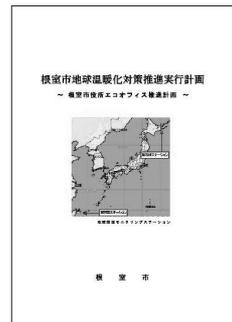
市長を最高責任者として進捗を管理するとともに、市の温室効果ガス排出量や実施状況を毎年調査・確認を行い、必要に応じ計画の見直しを行います。

▽対象範囲

対象範囲は、根室市役所のすべての事務・事業とします。ただし、市民間等に委託している事務・事業等は除きます。

▽対象期間

計画の対象期間は、平成20年4月から平成25年3月までの5年間とします。



▽問い合わせ

市役所市民環境課 環境保全係
☎(23)6111番
内線2130

風呂の残り湯を洗濯に使いまわす

テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす

家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を2割減らす

シャワーを1日1分家族全員が減らす

週2日往復8kmの車の運転をやめる